

7 大府市学校開放施設を利用するための団体登録について

大府市学校開放施設を利用するためには、市内在住、在勤、在学者が10名以上の団体を構成し、団体登録をする必要があります。団体登録の手続きは、大府市民体育館にある所定の申請書に、責任者及び団体の構成員を記入し、大府市民体育館受付窓口に出していただきます。登録手続きが完了しましたら一般利用団体として大府市学校開放施設を利用することができます。

(この団体登録では、大府市社会体育施設の利用はできません。)

※団体登録は2年毎に更新手続きが必要となります。

(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

《利用申請受付期間》

(グラウンド)

- 承認団体 毎月1日から19日の期間に翌月分の利用申請を大府市民体育館受付窓口で受付します。
- 一般利用団体 利用する月の前月20日(休館日の場合は翌日)の9時から利用日の4日前までの期間に利用申請を大府市民体育館窓口で受付します。

(体育館・武道場)

- 定期利用団体 毎月16日から25日の期間に翌月分の利用申請を大府市民体育館受付窓口で受付します。
- 一般利用団体 利用する月の前月26日(休館日の場合は翌日)の9時から利用日の4日前までの期間に利用申請を大府市民体育館窓口で受付します。

(夜間照明施設)

毎月第4土曜日の13時から利用日の当日までの期間に利用申請を大府市民体育館窓口で受付します。

※利用日の変更・取消については、大府市民体育館の受付窓口にて利用日の7日前までに変更または取消の手続きをしてください。

(期間を過ぎると利用日の変更・使用料金の還付はいたしません。)